

山梨県公報

第二百五十九号

令和四年

二月七日

月 曜 日

目次

○保安林の指定の予定	二九
○道路の区域変更(二件)	二九
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数	三〇
○清算人の退任	三〇

告示

山梨県告示第二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年二月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 笛吹市芦川町上芦川字川向一八一三、一八一九(次の図に示す部分に限る。)、一八二〇から一八二二まで、一八五三、一八五四、一八五六
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 立木の伐採の方法 字川向一八一九・一八二二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和四年二月二十八日まで一般縦覧に供する。

令和四年二月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 高下歟沢線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡富士川町小室字東平芝三二六二番地先から 南巨摩郡富士川町小室字東平芝三二六三八番地先まで	旧	九・一〇	六四・四
	新	九・一〇	六四・四

山梨県告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和四年二月二十八日まで一般縦覧に供する。

令和四年二月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 高下歟沢線
- 道路の区域

区間 南巨摩郡富士川町小室字大深沢三七三番 一地从先から 南巨摩郡富士川町小室字大深沢三七三〇番 一地先まで	新	旧	旧新 敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル)
	八・二 二一・六	八・二 一六・四 三四・三	三四・三

山梨県告示第二十七号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定による知事が定める数を次のとおり定め、令和四年四月一日から適用する。なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数（令和三年山梨県告示第二十三号）は、令和四年三月三十一日限り、廃止する。

令和四年二月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 政令第九条第三項の規定により医療費指数反映係数として知事が定める数 ○・八
- 二 政令第九条第五項の規定により一般納付金所得係数として知事が定める数 一・〇
三〇二五九四一四九〇七七
- 三 政令第九条第八項の規定により一般納付金基礎額調整係数として知事が定める数
一・〇三四四七一八五〇六四四六
- 四 政令第九条第九項の規定により一般納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七
- 五 政令第十条第三項の規定により後期高齢者支援金等納付金所得係数として知事が定める数 一・〇三三三九九一七九〇三〇三
- 六 政令第十条第六項の規定により後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九七四六〇三
- 七 政令第十条第七項の規定により後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七
- 八 政令第十一条第三項の規定により介護納付金納付金所得係数として知事が定める数
一・〇六六四二四一五八三四三四

九 政令第十一条第六項の規定により介護納付金納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九三七五九六

十 政令第十一条第七項の規定により介護納付金納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七

公 告

● 清算人の退任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散した長浜土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

令和四年二月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

清算人氏名	住所	退任年月日
三浦由一	南都留郡富士河口湖町長浜七百九十九番地一	令和元年十月二十三日
三浦理策	南都留郡富士河口湖町長浜七百四十八番地	同
梶原芳章	南都留郡富士河口湖町長浜四百三十六番地	同